

令和元年度

公の施設の指定管理者監査
報告書

大館市監査委員

元 監 発 第 2 9 号

令和元年 11 月 7 日

大館市監査委員 長谷部 明 夫

大館市監査委員 佐 藤 英 夫

大館市監査委員 齊 藤 則 幸

公の施設の指定管理者監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき令和元年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を次のとおり報告する。

目 次

1	監査の実施場所及び期間	1
2	監査の対象施設等	1
3	監査の着眼点	1
4	監査の方法	2
5	監査の結果及び意見	2
	大館市立釈迦内・十二所・東館・西館保育園	4
	大館労働福祉会館	8
	大館市プルミエ比内 大館市比内軽食・直売コーナー(とっと館)	12

令和元年度公の施設の指定管理者監査

1 監査の実施場所及び期間

予備監査	監査委員事務局	令和元年 10月 7日 から 10月 15日まで
実地監査	大館市立東館保育園	令和元年 10月 15日
	大館労働福祉会館	令和元年 10月 15日
	大館市プルミエ比内	令和元年 10月 11日

2 監査の対象施設等

平成 30年度において指定管理者制度を導入している公の施設の中から次のとおり抽出し、監査を実施した。

施設名	指定管理者	指定管理料	所管課
大館市立釈迦内保育園 大館市立十二所保育園 大館市立東館保育園 大館市立西館保育園	社会福祉法人 大館感恩講	272,354,050 円	子ども課
大館労働福祉会館	大館労働福祉会館運営協議会	1,280,000 円	商工課
大館市プルミエ比内 大館市比内軽食・直売コーナー（とっと館）	株式会社 比内物産開発	4,940,000 円	比内総合支所

3 監査の着眼点

当該公の施設の管理業務に係る出納その他の事務の執行状況等について、次の点に主眼を置いて実施した。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定が、条例、規則、要綱等に基づき適正・公正に行われているか。
- (2) 管理に関する協定は適正に締結され、協定書には必要な事項が記載されているか。
- (3) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続は適正になされているか。
- (4) 協定等に基づく義務の履行が適切に行われているか。

- (5) 利用促進のための努力がなされ、利用料金の設定は適正か。
- (6) 管理に係る収支会計は適正か、関係帳簿の整備、保存は適切になされているか。

4 監査の方法

大館市監査基準により、所管課及び指定管理者にあらかじめ提出を求めた監査資料及び協定書等の資料に基づいて書類調査を実施し、必要に応じて関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

また、指定管理者についても、提出を求めた監査資料等を調査するとともに対象施設に赴き管理の執行及び会計処理の状況について、会計諸帳簿等の照合、関係職員からの説明の聴取により監査を実施した。

なお、佐藤英夫監査委員は、当該指定管理者が委託する税理士法人に所属するため、社会福祉法人大館感恩講の部分については、地方自治法第 199条の 2の規定により除斥した。

5 監査の結果及び意見

本年度の公の施設の指定管理者監査結果の概要は、次のとおりである。

- (1) 公の施設の指定管理者の指定手続は、条例、規則、要綱等に基づき行われ、指定管理候補者の選定についても指定管理者審査会議の意見を聴取し、適正・公正に選定されていた。
- (2) 指定管理に関する基本協定書には、指定管理者が行う業務の範囲等の必要な事項が記載され適正に締結されていた。
- (3) 指定管理に要する経費の算定、支出の方法等の手続は、基本協定書・年度協定書等に基づき適正に事務処理されていた。
- (4) 基本協定書に基づく義務の履行については、一部に適切に実施されていない項目が見受けられたので、指定管理者においては協定書の内容を再度確認し、適切な履行に努められたい。

また、所管課においても、適宜、協定内容の履行状況の確認を行い、必要があれば指定管理者に対して助言・指導を行われたい。

- (5) 利用促進のための努力については、施設の広報宣伝や時節に対応した各種の事業が展開されており、市民サービスの向上と施設の利用促進に努めていると認められた。

また、利用料金制度の導入による利用料金についても、条例に定める上限額の範囲内において適正に設定されていた。

- (6) 管理に係る収支会計については、会計処理上の責任体制が確立され適正に行われており、関係帳簿の整備、保存も適切に行われていたが、利用料金制度を導入している施設については、利用料金等が指定管理者としての貴重な財源であることを踏まえ、さらなる適正管理のためにも経理規程等の整備を検討されたい。

なお、監査の過程で確認された軽微な不備事項等は、所管課及び指定管理者に対し改善、検討を要望した。

以上が本年度の公の施設の指定管理者監査の結果である。

指定管理者制度は、多様化する市民ニーズに対応し、公の施設の果たすべき役割・目的を最も効果的・効率的に達成するため民間活力を導入して、より柔軟で質の高いサービスの提供と行政コストの縮減等の効果を期待して導入されたものである。

今回の監査においては、指定管理者に係る出納その他の事務の執行は、各施設の設置目的に沿っておおむね適正に行われているものと認められたが、指定管理者においては、施設の管理運営や経営状況等の評価・検証を行うとともに、利用者の要望や意見を管理運営に取り入れて、より快適で魅力ある施設としてサービスの向上と一層の利用拡大に努められたい。また、所管課においては、施設の管理運営を指定管理者任せとすることなく、提出された事業報告書の内容を精査し、適宜、指定管理者との協議の場を設けるなど、指定管理者と市が連携して、施設の適正な管理運営と市民サービスの向上に努められるよう望むものである。

大館市立釈迦内・十二所・東館・西館 保育園

1 指定管理者

社会福祉法人 大館感恩講

2 指定管理期間

平成 26年 4月 1日から令和 5年 3月 31日まで(9年間)

3 平成 30年度指定管理料

272,354,050円

4 施設概要

区 分	大館市立釈迦内保育園	大館市立十二所保育園
施設所在地	大館市釈迦内字相染台 24番地	大館市十二所字片町 21番地 6
開設年月日	昭和 32年 5月 1日	昭和 34年 4月 1日
施設概要	敷地面積：3,308.35㎡ 延床面積：697.61㎡(木造平屋建) 事務室、保育室、遊戯室、調理室など	敷地面積：4,543.97㎡ 延床面積：551.65㎡(木造平屋建) 事務室、保育室、遊戯室、調理室など
職員配置 (H30.4.1)	園長 1 主任保育士 1 調理員 1 保育士 6 非常勤調理員 1 臨時保育士 3 代替調理員 1 臨時保育補助 5 非常勤保育補助 4 事務兼保育補助 1 計 24	園長 1 主任保育士 1 調理員 1 保育士 5 非常勤調理員 1 臨時保育士 2 代替調理員 1 非常勤保育士 1 臨時保育補助 2 非常勤保育補助 2 臨時事務員兼保育補助 1 計 18
設置目的	児童福祉法(昭和 22年法律第 164号) 第 35条第 3項の規定に基づく、児童福 祉施設	児童福祉法(昭和 22年法律第 164号) 第 35条第 3項の規定に基づく、児童福 祉施設

区 分	大館市立東館保育園	大館市立西館保育園
施設所在地	大館市比内町独鈷字独鈷 11番地	大館市比内町笹館字前田野 79番地 1
開設年月日	昭和 33年 5月 1日	昭和 53年 4月 1日
施設概要	敷地面積：3,690.59㎡ 延床面積：743.49㎡(木造平屋建) 事務室、保育室、遊戯室、調理室など	敷地面積：2,871.95㎡ 延床面積：821.45㎡(木造平屋建) 事務室、保育室、遊戯室、調理室など
職員配置 (H30.4.1)	園長 1 主任保育士 1 調理員 1 保育士 4 非常勤調理員 1 臨時保育士 1 代替調理員 1 非常勤保育士 1 非常勤清掃員 1 臨時保育補助 4 非常勤事務員 1 計 17	園長 1 主任保育士 1 調理員 1 保育士 8 非常勤調理員 1 臨時保育士 1 非常勤清掃員 1 臨時保育補助 3 非常勤事務員 1 計 18
設置目的	児童福祉法(昭和 22年法律第 164号)第 35条第 3項の規定に基づく、児童福祉施設	児童福祉法(昭和 22年法律第 164号)第 35条第 3項の規定に基づく、児童福祉施設

5 業務の範囲

(1) 児童の保育に関する業務

- ア. 児童福祉法第 24条第 1項に規定する保育の実施に係ること
- イ. 児童福祉法第 48条の 3に規定する保育に関する情報提供、相談及び助言に関すること
- ウ. 大館市障害児保育事業実施要綱に規定する保育の実施に係ること
- エ. その他保育に必要なこと

(2) 施設の維持及び保全に関する業務

- ア. 施設の戸締り及び鍵の保管に関すること
- イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
- ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
- エ. 維持管理の経理事務に関すること
- オ. 小破修繕に関すること
- カ. 業務報告書の作成に関すること
- キ. その他詳細については仕様書に定める

(3) 自主事業に関する業務(ただし、実施する場合は市長の承認を受けること)

ア. 利用者の要望による特別保育の実施に関すること

イ. その他施設の目的を達成するための事業

(4) 市との連携に関すること

ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること

イ. 事故の報告に関すること

ウ. 災害発生時、その他不測の事態が生じた場合等の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	1者
仮協定年月日	平成 24年 11月 30日
議 決 年 月 日	平成 24年 12月 13日

7 管理協定

基本協定締結年月日	平成 24年 12月 13日
年度協定締結年月日	平成 30年 4月 1日

8 利用料金制度

非適用

9 施設利用状況

(H30.4.1現在 単位:人)

区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
釈迦内保育園 (定員: 75)	1	9	11	12	15	22	70
十二所保育園 (定員: 50)	5	7	9	11	7	3	42
東館保育園 (定員: 60)	0	4	4	6	11	11	36
西館保育園 (定員: 90)	4	6	13	11	11	15	60
合 計	10	26	37	40	44	51	208

10 事業収支の状況（平成 30年度）

（収入）

科 目	決算額(円)
指 定 管 理 料	272,354,050
障害児保育事業受託収入	20,565,223
預 金 利 息	813
積立資産取崩収入(人件費)	5,500,000
そ の 他	6,489,521
収 入 合 計	304,909,607

（支出）

科 目	決算額(円)
人 件 費	240,126,272
事 業 費	28,063,319
事 務 費	23,650,166
積 立 資 金 (人件費、備品等購入費)	9,000,000
そ の 他	193,320
支 出 合 計	301,033,077

11 過去 5年間の指定管理料

（単位：円）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備 考
金額	247,822,721	282,846,670	284,704,820	263,433,030	272,354,050	導入年度 26年度

12 監査の結果

指定管理者の指定手続は適正であり、基本協定書は法令・条例等の遵守事項を規定、また、指定管理者が行う業務の範囲は仕様書において詳細に適正な内容で作成されていた。

指定管理者における施設の管理は、協定書に定める保健衛生管理や設備の保守点検・修繕等も適切に行われており、快適な保育環境の確保に努めていると認められた。今後は施設の老朽化による事故等に留意し、予防・安全対策には万全を期されたい。

運営面では、保護者アンケート・職員研修・自己評価等を実施し保育の質の向上に努めていた。延長保育などニーズ対応のために全国的に保育士が不足している状況は、本市でも例外ではない。4施設でも多くの臨時等職員を雇用しているが、多様な保育サービス提供のためにも、保育従事者の確保と処遇改善にも努めていただきたい。

所管課においては、待機児童を抱える一方で定員割れの保育施設もあることから、子育てネット等による利用者への最新情報を発信するとともに、指定管理者の決算精査と実績評価の分析を行い、指定管理者と協議しながら、長期間の指定管理期間中でも社会の変化や保育ニーズに柔軟に対応できるような管理運営を望むものである。

大館労働福祉会館

1 指定管理者

大館労働福祉会館運営協議会

2 指定管理期間

平成 28年 4月 1日から令和 3年 3月 31日まで(5年間)

3 平成 30年度指定管理料

1,280,000円

4 施設概要

施設所在地 大館市豊町 2番 37号

開設年月日 平成 3年 1月 1日

敷地面積 747.00㎡

建築面積 514.73㎡

延床面積 971.90㎡ 鉄骨造 2階建

1階… 事務室、管理人室、中会議室、第 1会議室、
第 2会議室、研修室(和室)、印刷室ほか

2階… 大会議室、和室、湯沸室、トイレほか

設置目的 労働者及び市民の文化、教養の向上と福祉の増進を図るため

5 業務の範囲

(1) 管理の基準にのっとり、施設及び設備を市民等に提供する業務

ア. 使用案内及び施設の提供に関すること

イ. 施設の使用状況、イベント情報等、市民への情報提供に関すること

ウ. 使用者の利便性の向上に関すること

エ. 使用者の安全確保に関すること

(2) 使用許可等に関する業務(ただし、目的外使用許可を除く)

ア. 使用申請書の受付及び使用の許可並びに不許可に関すること

イ. 使用の変更申請並びに取消し申請の受付及びこれらの承認並びに不承認に関すること

ウ. 使用許可の取消しに関すること

(3) 利用料金に関する業務

ア. 利用料金の決定及び揭示に関すること

イ. 利用料金の収受に関すること

ウ. 利用料金の減免に関すること

- (4) 施設の維持、保全に関する業務
 - ア. 施設の戸締り及び鍵の保管に関すること
 - イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
 - ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
 - エ. 維持管理の経理事務に関すること
 - オ. 小破修繕に関すること
 - カ. 業務報告書の作成に関すること
- (5) 自主事業に関する業務(ただし、市長の承認を受けること)
 - ア. 飲食事業
 - イ. 物販事業(自動販売機等)
 - ウ. その他施設の機能を発揮するための事業
- (6) 市との連携に関すること
 - ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること
 - イ. 事故の報告に関すること
 - ウ. 災害発生時、その他不測の事態が生じた場合等の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募の特例
応 募 者 数	1者
仮協定年月日	平成 27年 11月 19日
議 決 年 月 日	平成 27年 12月 10日

7 管理協定

基本協定締結年月日	平成 27年 12月 10日
年度協定締結年月日	平成 30年 4月 1日

8 利用料金制度

適用

区 分	利用料金の上限額
大 会 議 室	1室につき 1時間当たり 1,650円 (商品の宣伝、展示即売等営利又は営業を目的として使用する場合は、3,300円)
和 室	1室につき 1時間当たり 1,100円 (商品の宣伝、展示即売等営利又は営業を目的として使用する場合は、2,200円)

備考

- 1 使用時間が 1時間に満たない部分は、これを 1時間とみなす。
- 2 暖房料、燃料、持込みする電気器具に係る電気料等は、実費負担とする。

9 施設利用状況（平成 30年度）

区 分	大 会 議 室		和 室		合 計	
	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)	利用件数 (件)	利用人数 (人)
労働団体	18	1,060	7	165	25	1,225
一 般	73	8,600	39	5,420	112	14,020
営 利	3	250	0	0	3	250
そ の 他	4	380	0	0	4	380
合 計	98	10,290	46	5,585	144	15,875

10 事業収支の状況（平成 30年度）

(収入)

科 目	決算額(円)
指 定 管 理 料	1,280,000
利 用 料 金	2,342,080
自 主 事 業 収 入	1,877,320
収 入 合 計	5,499,400

(支出)

科 目	決算額(円)
人 件 費	1,855,430
修 繕 費	271,296
消 耗 品 費	130,607
光 熱 水 費	1,449,502
通 信 費	138,899
保 険 費	21,000
委 託 費	449,280
そ の 他	148,048
自主事業にかかる経費	364,320
支 出 合 計	4,828,382

11 過去 5年間の指定管理料

(単位:円)

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備 考
金額	0	0	0	0	1,280,000	導入年度 18年度

12 監査の結果

指定管理者の指定手続は適正に行われていた。

実地監査では財務諸表、出納関係帳簿、預金通帳等を調査した結果、適正に処理されており、施設の管理においても、一部老朽化している箇所があったものの、建物及び設備の現状把握と予防保全に努め、良好に管理されているものと認められた。

指定管理者の持つ専門性、ノウハウ、ネットワークを活かした管理運営を行っており、利用者へのサービス向上に一定の成果をあげている。今後もより多くの人に施設を利用してもらえるよう、企画や運営方法を工夫するとともに、自主事業の質をさらに高めることにより、魅力ある施設運営を推進されたい。

指定管理者の事業実績、成果等を適正に評価することは、指定管理者のサービス向上意欲をより一層高めることが期待できる。所管課においては、実績評価を効果的に実施し、その結果を活用しながら、指定管理者制度の適切な運用をされるよう望むものである。

大館市プルミエ比内、大館市比内軽食・直売コーナー(とっと館)

1 指定管理者

株式会社 比内物産開発

2 指定管理期間

平成 30年 4月 1日から令和 5年 3月 31日まで(5年間)

3 平成 30年度指定管理料

4,940,000円

4 施設概要

区 分	大館市プルミエ比内	大館市比内軽食・直売コーナー (とっと館)
施設所在地	大館市比内町扇田字新大堤下 93番地 11	大館市比内町扇田字新大堤下 93番地 11
開設年月日	平成 4年 8月 17日	平成 13年 8月 4日
敷地・床面積構造	建築面積： 851.74m ² 床面積： 833.24m ² 鉄筋コンクリート造平屋建 会議室、研修室、レストラン、資料展示コーナー、ホール、事務室、トイレなど	建築面積： 321.79m ² 床面積： 241.17m ² 木造平屋建 軽食コーナー、直売コーナー、物産コーナー、トイレなど
設置目的	観光振興と地域のコミュニティ活動の推進に寄与するため	地域農林水産物の直売及び軽食の供給並びに観光情報の提供により、所得の増大と産業振興に資するため

5 業務の範囲

(1) 管理の基準にのっとり、施設及び設備を市民等に提供する業務

- ア. 使用案内及び施設の提供に関すること
- イ. 施設の使用状況、イベント情報等、市民への情報提供に関すること
- ウ. 使用者の利便性の向上に関すること
- エ. 使用者の安全確保に関すること

(2) 使用許可等に関する業務(ただし、目的外使用許可を除く)

- ア. 使用申請書の受付及び使用の許可並びに不許可に関すること
- イ. 使用の変更申請並びに取消し申請の受付及びこれらの承認並びに不承認に関すること
- ウ. 使用許可の取消しに関すること

(3) 利用料金に関する業務

- ア. 利用料金の決定及び掲示に関すること
- イ. 利用料金の収受に関すること
- ウ. 利用料金の減免に関すること

- (4) 施設の維持、保全に関する業務
 - ア. 施設の戸締り及び鍵の保管に関すること
 - イ. 施設及び設備の保守点検に関すること
 - ウ. 敷地及び施設の清掃、衛生管理に関すること
 - エ. 維持管理の経理事務に関すること
 - オ. 小破修繕に関すること
 - カ. 業務報告書の作成に関すること
- (5) 自主事業に関する業務(ただし、市長の承認を受けること)
 - ア. 飲食事業
 - イ. 物販事業(自動販売機等)
 - ウ. その他施設の機能を発揮するための事業
- (6) 市との連携に関すること
 - ア. 指定された報告書の作成、提出に関すること
 - イ. 事故の報告に関すること
 - ウ. 災害発生時、その他不測の事態が生じた場合等の報告及び連携に関すること

6 指定管理者選定

選 定 区 分	公募
応 募 者 数	1者
仮協定年月日	平成 29年 11月 24日
議 決 年 月 日	平成 29年 12月 14日

7 管理協定

基本協定締結年月日	平成 29年 12月 14日
年度協定締結年月日	平成 30年 4月 1日

8 利用料金制度

適用

(1)大館市ブルミエ比内利用料金上限(平成 30年度)

区分	利用料金(1時間当たり)	
	右記以外	営利を目的とした使用
会議室	520円(450円)	1,040円(900円)
研修室(和室1室)	520円(450円)	1,040円(900円)
研修室(和室全室)	780円(550円)	1,550円(1,300円)

備考

- 1 使用時間が1時間に満たない場合は、1時間として算定する。
 - 2 物品等の販売、展示会等を目的とした使用は、営利を目的とした使用とする。
- ※ ()内の金額は、指定管理者が決定した利用料金である。

(2)大館市比内軽食・直売コーナー

施設を利用し、委託販売した者の売上金額の30%を上限として、利用料金とする。

(売上金額の15%とする。ただし、施設の維持運営に係る実費分を超える額は減免とする。)

※()内の金額は、指定管理者が決定した利用料金である。

9 施設利用状況(平成30年度)

月	とっと館			プルミエ比内			プルミエ比内・会議室・和室利用内訳			
	物販 (人)	軽食 (人)	計 (人)	会議室 (人)	レストラン (人)	計 (人)	使用件数 (件)	使用人数 (人)	利用金額 (円)	減免金額 (円)
4	5,315	1,797	7,112	386	2,063	2,449	25	386	27,100	900
5	6,849	2,789	9,638	319	2,622	2,941	21	319	30,750	0
6	5,955	2,180	8,135	447	2,139	2,586	25	447	29,150	900
7	6,437	2,045	8,482	323	2,121	2,444	19	323	31,650	0
8	8,976	2,868	11,844	168	3,425	3,593	14	168	15,250	0
9	8,260	2,078	10,338	201	2,468	2,669	15	201	17,850	0
10	8,900	2,225	11,125	650	2,708	3,358	28	650	38,800	450
11	6,380	1,211	7,591	275	2,201	2,476	21	275	24,300	0
12	5,414	905	6,319	275	1,423	1,698	15	275	28,100	0
1	3,078	795	3,873	254	1,081	1,335	17	254	27,450	4,200
2	3,003	751	3,754	262	1,194	1,456	16	262	28,500	0
3	4,218	1,018	5,236	426	1,705	2,131	26	426	28,700	1,550
計	72,785	20,662	93,447	3,986	25,150	29,136	242	3,986	327,600	8,000

10 事業収支の状況（平成 30年度）

（収入）

科 目	決算額(円)
①指定管理料	4,940,000
②利用料金	85,755,350
プルミエ比内レストラン売上	41,522,479
プルミエ比内研修室使用料	152,050
プルミエ比内共益費	175,550
とっと館お土産コーナー売上	32,032,349
とっと館軽食コーナー売上	7,383,886
とっと館販売手数料	4,489,036
③自主事業による収入	2,430,950
自動販売機	719,635
自動販売機電気代	358,962
イベント売上	0
委託料	899,153
雑収入	453,200
収 入 合 計	93,126,300

※自主事業によるイベント売上は、とっと館の収入に含まれている。

（支出）

科 目	決算額(円)
①維持管理費	92,446,531
仕入れ	46,582,068
人件費	20,276,733
法定福利費	1,972,101
福利厚生費	268,386
委託費・委託料	2,505,032
修繕費	600,376
光熱水費・燃料費	9,313,695
荷造運賃	1,733,202
通信費	313,612
広告宣伝費	551,202
消耗品費	1,822,439
事務費	216,000
会議費	7,620
賃借料	588,763
手数料他	664,880
租税公課	2,021,020
旅費交通費	239,417
減価償却費	238,938
環境衛生費	352,968
役員報酬	1,800,000
車両費	150,859
新聞図書費	64,920
負担金他	162,300
②自主事業による経費	1,177,143
自動販売機電気代	242,763
EV充電器電気料	264,128
委託事業	637,420
イベント諸経費	32,832
支 出 合 計	93,623,674

11 過去 5年間の指定管理料

（単位：円）

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	備 考
金額	4,800,000	4,868,000	4,526,000	4,320,000	4,940,000	導入年度 25年度

12 監査の結果

指定管理者の指定における一連の諸手続きについては、法、条例等に基づき適正・公正に行われていた。基本協定書についても、必要事項が適正に記載されていた。

指定管理者における施設の管理は、老朽化が進んでいるものの、必要な施設修繕はされており、消防設備や機械設備の点検等も実施されている。ポスターやパンフレット類についても実施期間が過ぎたものが掲示されていることもなく、適切に管理されていると認められた。

なお、運営に関しては、おおむね適正に業務が行われているものの、消防訓練や従業員への研修が未実施であるなど、基本協定書及び事業計画書に沿っていない点が散見された。また、市に対する事業報告書については、提出の遅れや内容の乏しさなどが見られた。

所管課においても事業報告書に関しては十分に留意し、基本協定書及び事業計画書に記載された内容が遵守されているかを確認し、場合によっては実地調査や必要な指示を行うなど、施設運営を指定管理者任せとすることなく、施設の設置目的が効果的に果たされるよう市と指定管理者で協議を行われたい。今後とも、施設の利用拡大と利用者の利便性の向上を図るとともに、適正かつ効率的な施設運営に努められるよう望むものである。